

報告第6号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月21日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

令和2年度専決第11号 交通事故損害賠償額の決定及び和解
令和3年度専決第1号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和3年3月31日

備前市長 田原隆雄

専決 番号	事件名	賠償金	保険等 補填額	相手方	事件の概要
11	交通事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 150,500	円 150,500	備前市***** 〇〇〇〇	令和3年3月1日14時40分頃、吉永総合支所から公用車にて本庁舎に帰庁する際、吉永総合支所敷地内に駐車していた相手方車両に接触し、破損させたもの

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和3年5月13日

備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 險 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 403,150	円 403,150	備前市***** 〇〇〇〇	令和3年1月6日17時頃、市有地からの倒木が山裾の防護 壁を乗り越え、市営住宅入居者によって設置された屋根 (カーポート)に直撃し、破損させたもの

報告第6号参考資料

(令和2年度専決第11号関係)

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図